

○ 平成十四年金融庁告示第三十六号（長期信用銀行法第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則第四条の三第一項第一号及び第五条の六第六項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第一号及び第五条の六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行当の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件</p> <p>金融監督庁 （平成十年十一月 告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>大蔵省</p> <p>（定義） 第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期</p>	<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第一号及び第五条の六第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行当の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月 告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>大蔵省 督庁</p> <p>告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>省</p> <p>（定義） 第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期</p>

信用銀行持株会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」という。）第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「長期信用銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の三第三項第一号に規定する特定子銀行又は長期信用銀行持株子銀行をいい、「長期信用銀行集団」とは、同項第二号に規定する長期信用銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期

信用銀行持株会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」という。）第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第六条から第十一条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外

期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

（長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第二条 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のための従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等（当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団（規則第四条の三）は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団（規則第四条の三）第三項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。）をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行又はその子会社等（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。）及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀

国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

（長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第二条 長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のための従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀

行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株子銀行のいずれかからの収入があること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行に係る集団（規則第四条の三第三項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行に係る集団（規則第四条の五第一項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、長期信用銀行、その特定子銀行又は長期信用銀行持株子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該長期信用銀行に係る集団に属する規則第四条の三第三項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する長期信用銀行等からのいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合に

行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若しくは銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

2

前項の規定にかかわらず、当該従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む場合には、前項第一号中「当該長期信用銀行（）」とあるのは「自らを子会社とする長期信用銀行持株会社及びその子会社（）」と、「当該長期信用銀行の役員を含む。」及びその子会社」とあるのは「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。」と読み替えて適用する。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、

において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持

同条第二号中「当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若し

株子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行持株会社の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社のために営む従属業務に関する基準)

第七条 長期信用銀行持株会社の業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第十一号までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行持株会社(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団(規則第五条の六第一項第一号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一号までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるか

くは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第七条 長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

どうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行及び当該長期信用金庫持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第三項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

一 各事業年度において、規則第五条の六第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第九条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

（新設）

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該長期信用銀行持株会社に係る集団に属する規則第五条の六第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する長期信用銀行等からのいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又は

期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうか基準については、第八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十一条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準)

第十二条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株

その子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうか基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準)

第十一条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株

会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五條の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五條の六第一項第一号から第二十一号までに掲げる会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。